

別表 1 対象設備及び補助上限額

対象設備	補助要件	補助上限額
(1)住宅用太陽熱利用システム (強制循環型又は自然循環型)	・太陽熱エネルギーを集熱器により吸収して、住宅等における給湯その他熱利用に供するもの。	30,000 円/件
(2)住宅用エネルギー 管理システム (H E M S)	・家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するもの。	10,000 円/件
(3)家庭用燃料電池システム (エネファーム)	・燃料電池ユニット、貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、L P ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。	30,000 円/件
(4)定置用リチウムイオン 蓄電池システム	・リチウムイオン蓄電池部 (リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。) 及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。	30,000 円/件
(5)電気自動車等充電設備 (V 2 H)	・電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車 (以下「電気自動車等」という。) への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。	30,000 円/件
(6)断熱窓等断熱性能設備 (床、壁、天井も対象)	・断熱窓・断熱ガラス・断熱材等 (15%以上の省エネ効果が見込まれる建材) を使用して、住宅の断熱性能を高めるもの。	30,000 円/件
(7)木質バイオマスストーブ設備 (薪ストーブ・ペレットストーブ)	・農林業の生産過程で産出される間伐材等の端材を燃料として使用する設計及び仕様である薪ストーブ、または木質ペレット (おがくず状にした木材に圧力を加え、円柱状にしたもの) を燃料として使用する設計及び仕様である木質ペレットストーブで、木材のエネルギー資源としての利活用に寄与するもの。	30,000 円/件
(8)住宅用太陽光発電設備	・住宅に太陽光発電設備を設置し、発電した電力は住宅での利用 (自家消費) や蓄電池への充電を行い、余剰電力を売電する方式のもの。 ・財団法人電気安全環境研究所 (J E T) の太陽電池モジュール認証相当の認証を受けているもの。 ・性能が保証 (太陽電池モジュールの公称最大出力 (日本工業規格又は国際電気標準会議 (I E C) 等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。) の 80%以上の出力が太陽電池メーカーによって 10 年以上保証されていることをいう。) され、設置後のメーカー等による発電設備のメンテナンス体制が用意されているもの。	80,000 円/ 件
(9)LED 照明設備	・LED 照明灯以外の照明灯から、未使用の LED 照明器具に交換するもの。 ・固定式の照明器具であること (可搬式は対象外) 。	20,000 円/ 件
生ごみ処理機 (コンポスト含む)	・家庭から出る生ごみを処理する生ごみ処理機等 (コンポストを含む) を購入し、生ごみの減量化に寄与するもの。	10,000 円/ 件